

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 5 号

函館市宿泊税条例の制定について

函館市宿泊税条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市宿泊税条例

(宿泊税)

第 1 条 観光資源の魅力の向上および発信，旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため，地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項の規定に基づき，宿泊税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は，法および函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の例による。

(納税義務者等)

第 3 条 宿泊税は，旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業もしくは同条第 3 項に規定する簡易宿所営業に係る施設または住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号）第 3 条第 1 項の届出をして営む同法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（以下これらを「宿泊施設」という。）において，宿泊料金（宿泊（寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。以下同じ。）の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し，その宿泊者に課する。

(課税免除)

第 4 条 次に掲げる者に対しては，宿泊税を課さない。

(1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（

大学を除く。)において行われる当該学校の教育活動(規則で定めるものに限る。次号において単に「教育活動」という。)に参加している幼児、児童、生徒もしくは学生またはこれらの者を引率する者

(2) 次に掲げる施設において行われる当該施設の行事(教育活動に類するものとして規則で定めるものに限る。)に参加している満3歳以上の幼児または当該幼児を引率する者

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業または同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

ウ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

エ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊料金が2万円未満である場合 100円

(2) 宿泊料金が2万円以上5万円未満である場合 200円

(3) 宿泊料金が5万円以上10万円未満である場合 500円

(4) 宿泊料金が10万円以上である場合 2,000円

(減免)

第6条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に対し、規則で定めるところにより宿泊税を減免する。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に係る旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者および宿泊施設に係る住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入)

第9条 宿泊税の特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、市長に提出し、およびその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合または廃止した場合には、その休止しようとする日または廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に、これを申告納入しなければならない。

3月1日から5月31日まで	その年の6月30日
6月1日から8月31日まで	その年の9月30日
9月1日から11月30日まで	その年の翌年の1月4日
12月1日からその年の翌年の2月末日まで	その年の翌年の3月31日

(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 第8条第1項に規定する宿泊税の特別徴収義務者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた宿泊税の特別徴収義務者は当該指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における宿泊税の特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書

には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2) 宿泊施設の名称および所在地

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 経営開始予定年月日（申請の日において既に経営を開始している場合にあっては、経営開始年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するものとする。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。次項および第7項において同じ。）は、第2項各号に掲げる事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。この場合において、前項の規定は、変更の登録について準用する。

5 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

7 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
（徴収不能額等の還付または納入義務の免除）

第11条 市長は、宿泊税の特別徴収義務者が宿泊料金および宿泊税の全

部もしくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合または徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項または前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知するものとする。

（納税管理人）

第12条 宿泊税の特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所または事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、または市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人承認申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、または変更しようとする場合その他納税管理人申告書または納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要

しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（不足金額等の納入手続）

第13条 宿泊税の特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18または第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第14条 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、第9条の規定による申告納入に係る期限の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数および宿泊税の課税対象となる宿泊者数ならびに宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 宿泊税の特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、第9条の規定による申告納入に係る期限の翌日から起算して2年間保存しなければならない。

(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数および宿泊税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（関係帳簿等の電磁的記録による保存等）

第15条 宿泊税の特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付けおよび保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部または一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）

の備付けおよび保存をもって当該関係帳簿の備付けおよび保存に代えることができる。

2 宿泊税の特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成および保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部または一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の作成および保存をもって当該関係書類の作成および保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、宿泊税の特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の全部または一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第16条 宿泊税の特別徴収義務者は、関係帳簿の全部または一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付けおよび保存に代えることができる。

2 宿泊税の特別徴収義務者は、関係書類の全部または一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の作成および当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該

関係書類の作成および保存に代えることができる。

- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもって当該関係帳簿の備付けおよび保存に代えている宿泊税の特別徴収義務者または同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の作成および保存をもって当該関係書類の作成および保存に代えている宿泊税の特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿または当該関係書類の全部または一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿または当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿または当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(市税に関する法令等の規定の適用)

第17条 第15条第1項、第2項もしくは第3項前段または前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付けおよび保存が行われている関係帳簿または作成および保存が行われている関係書類に係る電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する法令または函館市税条例の規定の適用については、当該電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿または当該関係書類とみなす。

(賦課徴収)

第18条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令および函館市税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第1条中「この条例」とあるのは「この条例および函館市宿泊税条例（令和7年函館市条例第 号）」と、同条例第3条中

「(2) 都市計画税」とあるのは「(2) 都市計画税
(3) 宿泊税」と、同条例第4条

第1項中「この条例」とあるのは「この条例および函館市宿泊税条例」と、同条例第11条第1項第1号中「または第122条第1項」とあるのは「、第122条第1項または函館市宿泊税条例第9条」と、同条例第14条第1項中「法またはこの条例」とあるのは「法、この条例または函館市宿泊税条例」とする。

(間接地方税および夜間執行の制限を受けない地方税)

第19条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号および第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務等に関する罪)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、もしくは虚偽の記載をし、または同項の帳簿を隠匿したとき。

(2) 第14条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかったとき。

(3) 第14条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、もしくは虚偽の書類の作成をし、または同項の書類を隠匿したとき。

(4) 第14条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかったとき。

2 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人または人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第22条 第12条第2項の認定を受けていない宿泊税の特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべ

き納期限は、その発付した日から１０日以内とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、同日前の規則で定める日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

（経過措置）

- 3 施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第１０条第１項の規定を適用する。
- 4 第８条第２項の規定による宿泊税の特別徴収義務者の指定、第１０条第１項の規定による登録の申請、同条第３項の規定による登録および登録の通知ならびに第１２条第１項の規定による納税管理人の申告および承認ならびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第８条第２項、第１０条第１項（前項の規定が適用される場合を含む。）および第３項ならびに第１２条第１項の規定の例により行うことができる。

（賦課徴収の特例）

- 5 北海道が市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、市は、法第２０条の３第１項ただし書の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

（道宿泊税に係る督促、滞納処分等）

- 6 市の徴税吏員は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、および交付要求をするものとする。

（検討）

- 7 市長は、この条例の施行後５年ごとに、この条例の施行の状況、社

会経済情勢の変化等を勘案し，宿泊税に係る制度について検討を加え，必要があると認めるときは，その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（提案理由）

地方税法の規定に基づき，宿泊税を課することとするため

函館市宿泊税条例施行規則大綱

- 1 宿泊料金について
- 2 課税免除について
- 3 減免について
- 4 特別徴収義務者の指定の通知について
- 5 申告納入の方法について
- 6 特別徴収義務者の登録等について
- 7 徴収不能額等の還付または納入義務の免除について
- 8 納税管理人について
- 9 関係帳簿等の電磁的記録による保存等について
- 10 関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等について
- 11 賦課徴収について